

【料金表 基本料金・昼間】

介護報酬単価表（居宅介護サービス）

		国が定めた単位	加算倍率(介護報酬1単位あたりの単価)
身体介護	※夜間・深夜・早朝(午後6時から午前8時まで)に行われる 身体介護であること（夜間 18：00～22：00） （深夜 22：00～ 6：00） （早朝 6：00～ 8：00） ※日中(午前8時から午後6時まで)に行われる場合は算定要件を満たす必要がある		
	30分未満	248単位	×10.60
	30分以上1時間未満	392単位	×10.60
	1時間以上1時間30分未満	570単位	×10.60
家事援助	30分未満	102単位	×10.60
	30分以上45分未満	148単位	×10.60
	45分以上1時間未満	191単位	×10.60
	1時間以上1時間15分未満	231単位	×10.60
	1時間15分以上1時間30分未満	267単位	×10.60
	1時間30分以上	301単位に15分を増すごとに+34単位	×10.60
加算等	2名の訪問介護員が訪問する場合		所定の200%
	夜間（18～22時）・早朝（6～8時）にサービスを提供した場合		所定の25%増
	深夜（22～6時）にサービスを提供した場合		所定の50%増
	居宅緊急時対応加算		100単位加算
	喀痰吸引等支援体制加算		100単位加算
	初回加算		200単位加算
	介護職員処遇改善加算（I）※		1月につき +所定単位×303/1,000